



八千円」に改める。

別表一級の項第十号中「(精神病、神經症及び精神薄弱によるものを除く。以下この表において同じ。)」を削る。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第一号中「別表第一号から第八号まで」の下に「又は第十号」を加え、同項第二号中「以下第四号」を次号に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第五条 中「千円」を「千二百円」に、「千七百円」を「千九百円」に改める。

第九条 中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。

第十一条 中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

第十三条 第二項第一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「三万円」を「四万円」に改める。  
(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)

第三条 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条 中「千円」を「千二百円」に改める。

第七条 中「二十万円」を「二十二万円」に改め、「重度精神薄弱児又は」及び「重度精神薄弱児を除く。」を削り、「三万円」を「四万円」に改める。

第九条 中「四十万円」を「四十三万円」に、「控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額」を「控除額に相当する額」に改める。

附則第六項を削る。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法別表の改正規定及び

第二条中児童扶養手当法第三条第一項の改正規定は昭和四十年八月一日から、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は同年九月一日から施行する。

第二条 初診日が二十歳に達する日前である傷病により廻疾の状態にある者が、二十歳に達した日以後にさらに疾病にかかり又は負傷した場合において、国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、新たに発した傷病に係る廻疾認定日が昭和四十年八月一日前であり、かつ、同日において前後の廻疾を併合してこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廻疾の状態(この法律による改正前の同法別表に定める程度の廻疾を除く。以下同じ。)にあるときは、同法第三十条第二項本文の規定にかかるらず、その者に同条の障害年金を支給する。ただし、二十歳に達する日前におけるその傷病に係る初診日において同法第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者については、この限りでない。

2 昭和十六年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえた者)については、前項中「二十歳に達する日」又は「二十歳に達した日」とあるのは、それぞれ「昭和三十六年四月一日」と読み替えるものとする。

(母子年金及び準母子年金の額の改定)

第三条 昭和四十年八月一日において、母子年金又は準母子年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは娘が、国民年金法第三十七条第一項に規定する要件に該当する子又は同法第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廻疾の状態にあるもの、その

母子年金又は準母子年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。)と生計を同じくするときは、同年九月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子年金及び準母子年金の額を改定する。

(母子年金及び準母子年金の支給要件に関する経過措置)

死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の日以後に夫によって生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻

係と同様の事情にある者を含む。(以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の日以後に夫によって生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻

は、この限りでない。

第四条 夫(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(以下同じ。)の死亡日の前日において国民年金法第三十七条第一項第一号の要件に該当し、かつ、夫の死亡の日以後に夫によって生計を維持した妻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)であつて前条に規定する妻

は、この限りでない。

第五条 国民年金法第四十二条第一号の要件に該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子が、昭和四十年八月一日においてこの法律による改正後の同法別表に定める程度の廻疾の状態にあり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるものの(夫の死亡の日以後に夫によつて生計を維持した者に限る。)と生計を同じくするときは、この限りでない。

二 妻が、現に婚姻をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。(以下同じ。)と生計を同じくするとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻を

して、亡後に養子となつた場合に限る。)。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)となつてゐるとき(夫の死亡後に養子となつた場合に限る。)。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき(夫の死後後に養子となつた場合に限る。)。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつてゐるとき。

三 現に母又は父と生計を同じくしていると

の死亡者によつて生計を維持した女子(前条に規定する祖母又は姉を除く。)が、昭和四十年八月一日において同法第四十二条の二第二項に規定する準母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廻疾の状態にあり、かつ、十八歳以上である者に限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

二 第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の同法別表に定める程度の廻疾の状態にあるもの、その

死亡者の前日において、同項の子以外の子で、昭和四十年八月一日において当該父又は母の死

亡について遺児年金の受給権を有するものがあ

2 前項の場合において、同項の子以外の子で、

昭和四十年八月一日において当該父又は母の死

亡について遺児年金の受給権を有するものがあ





理由

国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当について、福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、支給制限を緩和するとともに、障害年金等について、その支給の対象となる障害者の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聽取いたしました。厚生大臣神田博君。

○神田国務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原爆の被爆者につきましては、原爆被爆者の医療等に関する法律によりまして、健康診断、医療の給付等を行ない、被爆者の健康の回復保持をはかってきたところであります。被爆者が現在お置かれている健康上の特別な状態にかんがみ、来年度においては健康診断の強化、医療の拡充、病床の増加、福祉施設の整備等大幅な改善をはかる考えであり、この法律案はその一環として、医療手当の支給額の増額をはかるうとするものであります。すなわち、現行法では月額最高二千円とされているのであります。これを月額最高三千円に増額することとし、現在支給限度額が法律に定められているのを改め、これを弾力的に運用するため、支給額について政令で定めることがあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であ

ります。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国民年金は、昭和三十四年に発足して以来數度は、国民年金の一翼を以て農家、自営業

者等を中心とする二千万人にのぼる被保険者を包含する年金制度としてその使命を果たすべく、なお一そとの内容の充実を必要とするところであります。

また、児童扶養手当につきましても、発足後三年有余を経過し、今日まで手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、引き続き内容の充実をはからなければならぬところであり、重度精神薄弱児扶養手当につきましても、昨年発足したばかりであります。なお今後の改善が望まれるところであります。

以上のような事情にかんがみ、今回の改正法案は、国民年金、児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当につきまして、福祉年金の額及び手当の額を引き上げ、支給制限を緩和するとともに、障害年金の対象範囲を精神薄弱者にまで拡大することによりまして、これらの制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正法案のおもな内容につきまして、国民年金に関する事項から御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額の引き上げにつきまして、老齢福祉年金の額を現行の月額千百円から千三百円に、障害福祉年金の額を現行の月額千八百円から二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を現行の月額千三百円から千五百円に、それぞれ引き上げることにいたしたのであります。

第二に、障害年金等の支給範囲の拡大についてであります。これには二点ございまして、第一点は、障害年金及び障害福祉年金の支給の対象となる障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することにいたしたのであります。

第三点といたしましては、公務扶助料等の戦争年金に関する事項から御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げにつきまして、その月額を、児童一人の場合は現行千円でありますのを千二百円に、二人の場合は現行千七百円を一千九百円に、三人以上の場合は現行では千七百円に三人以上一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、一千九百円に三人以上一人につき四百円を加算することといたしたのであります。

第二に、児童の障害の範囲につきましては、国民年金と同様に精神薄弱によるものにまで拡大し、これらの児童にも手当を支給することができることといたしたのであります。

第三に、支給制限の緩和についてであります

第三に、福祉年金の支給制限の緩和について申し上げます。

これには三点ございまして、第一点は、受給権者の所得による支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に引き上げるとともに、受給権者が子等を扶養する場合において二十二万円に加算する

額を現行の三万円から四万円に引き上げることにいたしたのであります。

第二点といたしまして、受給権者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を引き上げるとともに、支給対象者の扶養義務者の所得による支給制限の限度額を六十五万四千円から七十万円に引き上げることにいたしてあります。

第三点といたしましては、公務扶助料等の戦争公務に基づく公的年金と福祉年金との併給制限の緩和についてであります。その限度額を現行の八万円から十二万二千五百円に引き上げることにいたしました。

次に、児童扶養手当に関する事項について御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げにつきまして、その月額を、児童一人の場合は現行千円でありますのを千二百円に、二人の場合は現行千七百円を一千九百円に、三人以上の場合は現行では千七百円に三人以上一人につき四百円を加算することとなつてゐるのを、一千九百円に三人以上一人につき四百円を加算することといたしたのであります。

第二に、児童の障害の範囲につきましては、国民年金と同様に精神薄弱によるものにまで拡大し、これらの児童にも手当を支給することができることといたしたのであります。

第三に、支給制限の緩和についてであります

次に、重度精神薄弱児扶養手当に関する事項について御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げにつきまして、重度精神薄弱児一人につき月額千円から千二百円に引き上げることといたしております。

第二に、支給制限の緩和についてであります。精神薄弱児一人と同様、支給対象者が本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十万円から二十二万円に引き上げることといたしてあります。

第三に、手当額の引き上げにつきましては、昭和四十一年八月一日から、年金額及び手当の額の引き上げに関する事項につきましては同年九月一日から、公務扶助料等と福祉年金の併給の緩和に関する事項につきましては同年十月一日から、それぞれ適用し、その他につきましては公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望みます。

○吉川(兼委員) 本法案に対する私の疑問とする一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。吉川兼光君。

○吉川(兼委員) 本法案に対する私の疑問とする点は、そのあらかたは社会党の委員の諸君から従来質問がございましたので、なるべく私は重複を避け、観点を変えまして、こまかいことを少しづつかりお尋ねしてみたいと思うのでございます。

そこで、まず本法に基づきまして、昭和三十五年の七月に医療金融公庫が発足したのであります

六

○尾崎政府委員　お答えいたします。  
其司利用施設に對しましての貸し付けは、最近  
たいのでござります。それは、本金庫の貸し付けの  
対象が、申すまでもなく民間の病院、診療所、歯  
科診療所、薬局、助産所、そのほかに共同利用施  
設というように分かれておったようだに思うのでござ  
りますが、おそらく昭和三十九年の十二月まで  
くらいの統計がおありになるはずでござりますか  
ら、発足以来三十九年十二月までの業績、つまり  
いまの六つの貸し付け対象に対する貸し付けの状  
況を伺っておきたいと思います。

だいぶ需要がふえてまいっておりますが、十二月までの現在におきまして、個所数として十三ヵ所

○吉川(兼)委員 私の質問をあなたはみんな聞いて、いいようですが、私は共同利用便益などを聞いています。

科診療所、薬局、さらに助産所等への貸し付けに

○尾崎政府委員 ついて、まとめての報告を聞いているのです。  
お答え申します。

いま手元にござります資料といたしまして、病院と一般診療所、歯科診療所の新設の数がございまして、二〇一〇年、二〇一二年、二〇一四年、二〇一六年、二〇一八年、二〇二〇年までの六つの年次で、新設の数は、二〇一〇年が一百四十九件、二〇一二年が一百三十二件、二〇一四年が一百一十五件、二〇一六年が一百一十六件、二〇一八年が一百一十一件、二〇二〇年が一百一十六件と、年々減少傾向にあります。

新規ですが、病院におきまして、三十五年から合計新規設が七百六十四カ所、それから一般診療所が一千七百八十二カ所、歯科診療所が百六十三カ所で二

が、いまちょっと手元に資料を持っておりません  
が、いざいります。助産所等は数が少のうございま  
すが、いざいります。

ので、申しわけございませんが、あとで調べて御報告いたしたいと思います。

○吉川(兼)委員 お答えがきわめて不十分でござりますから、後ほど文書で詳しくお答えをいただ

ぐよう申し上げておきます  
さて、いま的一般診療所の中に、先刻あなたが  
お答えになつた共同利用施設も含まれておるよう

に私は理解しています。これでは、私のほうから答弁する形になりますけれども、その辺はひとつ

医務局長たるもの、自己の責任にかかわること  
はもつとよく心得ておいてもらわねば困ります。

足以来たしか五万所くらいしか貸していないのではないか。さらに助産所のほうも大体似た寄つたりのようでございまして、このように医療金融公庫の貸し付け状況を見ましても、対策の大きいところに主力が注がれて、そのしわ寄せが小さい方面にいっておるということは、これは私は問題でなければならぬと思うのであります。従来は無医村というとばをもって言いあらわされていましたが、いまは無医地区と言っている。つまり一里四方を対象として医者のない地区、これはいま全国に相当の数があるはずでございますが、この無医地区の対策についてお聞きしたい。厚生省では無医地区対策を三つか四つか分類しているはずでございますが、その対策はどうなつているか、御答弁願いたいと思います。

○尾崎政府委員　お医者さんのいられない無医地区に対しまして、この無医地区の中にも、近辺にお医者さんがいられまして、その関係で十分医療には恵まれておるが、お医者さんがその地区にはいられないというふうな地区と、実際に交通不便で、また人口が希薄だというようないろいろな条件でお医者さんのいられない地区と二つございますが、後者のほうが問題だと思います。これに対して昭和三十二年だったと思いますが、いろいろと調査をいたしまして対策を考えたのですが、後者のほうが問題だと思います。これに対して昭和三十二年だったと思いますが、國民健康保険のほうで診療所をつくってやってもらう。しかし、ちょっと医療経営が実行できないというふうなところで、中心地から四キロ四方ぐらいのところで人口数が三百以上というふうなところにつきましては、国で補助を出しまして診療所をつくらす、こういうふうな方策をとりまして、ずっと毎年三十ないし四十カ所くらいの診療所をつくりてきておるわけでございます。この対策は、七年だったと思いますが、第二次計画としてさら

○尾崎政府委員 いまのお話の、十分医療機関の設立ができると、いろいろなことを考えておりまして、増設を続けていきたい。ただ、この際、なかなか医療機関に親元病院になつてもらいまして、そういうふうな者が落ちつきませんために、考え方を、親元病院というふうなものとの連携を考えまして、公的の医療機関に親元病院になつてもらいまして、そういうふうなものを設けさせるような方策をいたしまして、マイクロバスというようなものを設けさせるような方策を運び出すような方策をいたしまして、マイクロバスといふようなものを設けさせることになります。さらに人口数が少ないところにあります。なお、医療所をつくらず、そこから医療機関のほうへ患者を運び出すような方策をいたしまして、マイクロバスといふようなものを設けさせることになります。さらに人口数が少ないところにあります。いろいろ情勢の変化によりまして、われわれがつつきましては、県で巡回診療をやりますようにいたしまして、巡回診療車、巡回診療船というふうなものを県に設けさせて、医療を僻地に及ぼすと云つております。さらに人口数が少ないところにあります。いろいろ情勢の変化によりまして、われわれがつかんでおります無医地区よりもまだほかに対策を要するようなところもあるようですが、いろいろなことをやっておるのでございまして、そろそろ第三次計画を立てかねばならないといふふうな事態になつていて、こういうふうに思つております。

○吉川(兼)委員 御説明の、いわゆる患者運搬車の設備あるいは巡回診療車や診療船のあるということことは私も承知しておりますが、いま厚生省でやつておられます無医地区の分類の中に、第三に属するものがある。いまあなたのお話になつたのは第一、第二で第三には触れていないようですが、これは厚生省の統計による数字ですが、この二百八カ所のいわゆる無医地区対策の中の第三には、いろいろいる地域に対しまして、開業医を置いても十分に成り立つ得るという個所が二百八カ所もあるという、そのくらいの病院ないしは診療所をつくらせる計画があるのかないのか、その辺を承りたいと思ひます。

すところに医療機関をつくらすというのは、これは厚生省で直接命令をするとかなんとかいうことはできませんので、その村の国保等が自発的にやるとか、また開業医の方がそこで開業しようとします場合に、国民健康保険のほうで補助金を出すとか、また医療金融公庫のほうで融資をする、こういうふうな方式をとるわけにやつて、こちらで計画をいたしまして、比較的医療機関を開設し、運営ができるようなところにつきましての対策を計画的にやるというようなことは、われわれのほうでは、計画的にやっていくことはちよつとできない状態なんだとございます。

○吉川(兼)委員 この法律で医療金融公庫をつくりました目的は、私が言うまでもなく、広く一般の国民に医療の機会を均てんさせるというのが重い点であるわけでござります。それでも非常に人口が少なくて、いわゆる酒屋に三里、とうふ屋に二里というような山間僻地に施設をつくることはむずかしい。しかし、それよりやや上回ったところに、先刻局長が言われたように、巡回診療ないし患者運搬車の設備をその対策としなければならない事情のあることもよくわかります。しかしながら、あなたのほうの統計で、開業医が十分に成り立つというふうな判断をした無医地区が、いままで全国に二百数十カ所もあるとは何事ですか。いま御答弁によれば、あなたのほうから命令をして、診療所をつくるわけにいかないと言われる。それはいまさら言うまでもないことであります。しかし私は、最初に伺いました貸し付けの対象六カ所について見ましても、大きいところに偏重して、小さなところを無視するきらいがあり過ぎる。どうもおやりになることが、官僚的というか、事大的におちいっている。これは、何よりも政府統計の数字が雄弁に物語っているではありませんか。私が一番気になりますのは、旧来無医村地区といわれましたいまの無医地区、しかも十分に開業しても成り立つという地区が二百数十カ所も残っています。命令ができないことぐらいはだれでも知っています。しかし、少なくともPRAが行なわれないことがあります。

ければならない。市町村や医療団体その他に對し

指導が行なわれてしかるべきである。當局にそし

した努力が足りないから、たとえば病院が七百

何カ所、一般診療所が千七、八百カ所もできたと

いうのに、薬局がわずか五カ所にとどまつておる

というアンバランスな状況が出てきているではあ

りませんか。當局に命令権がないから、向こうか

ら届け出るまでほうっておくというようなことで

は、いつになつたら無医地区に住む国民の健康が

保証されますか。医療金融公庫をつくった趣旨

が、あなた方に正當に理解されておらない、こ

ういうふうに言わざるを得ないのでござります。

いままでのところはともかくとして、これから先

も命令するわけにいかないから、届け出がない限

りは、そういう地区については、従来と同じ態度

で臨むつもりなのか、指導もP.R.も、それほど力

を入れないという考え方であるのかどうか、これは

ひとつ大臣からはつきりとお聞きしたいと思ひ

ます。

○神田国務大臣

お答えいたします。

先ほどから吉川委員と尾崎政府委員との問答を実は伺つております。厚生省の方針といたしまして、これはよく金融公庫を指導もし、また医師会、薬剤師会、歯科医師会の團体等もやはり指導して、これはよく金融公庫を指導もし、また医師会、薬剤師会、歯科医師会の團体等もやはり指導いたしまして、医療金融公庫の金が適正に適時に流れいくように、そうして地域住民の健康が守られていく、こういうことが私は趣旨だと思っております。そういう意味から考えまして、吉川委員のお述べになつたことは私も同感でございまして、私のほうの部内で不徹底点がござりますれば、今後は十分ひとつ留意いたしまして、適正に、しかもうまく金が流れしていくように処置をいたしたいと、かように考えております。

○吉川(兼)委員 それでは次に移りますが、四十年度の予算によりますと、医療金融公庫に理事が一名、職員が二十六名増員されるようございまして、新たに設ける従たる事務所の所在地も、大体大阪と内定しているような御答弁が、先日のこの委員会でどなたかの質問に対してあつたよう私

も聞きましたが、そのときの御答弁によりますと、從たる事務所を営きます大阪事務所は、今まで

本部で全国を一手にやっておりました貸し付け、

管理、回収等の業務の約半分は大阪の事務所で受

け持つやに聞いたのであります。さらには、大阪

事務所の権限は、診療所の貸し付けまでであつて、

病院以上の貸し付けについては決定権は本部にあ

る。しかしながら、その病院に対する貸し付け事

項についてもその調査についても、大阪事務所の

管轄する西日本は、代理機関のものは除いて、直

貸しの場合は大阪事務所において調査も行

なう、こういうふうに理解しておりますが、その

とおりに違ひがないかどうか。

○神田国務大臣

ただいまお述べになつたとおり

のようだ体考えております。

○吉川(兼)委員 そこで私が伺いたいのは、仕事

は、従来本部で全国一手にやっておりましたもの

が半分は大阪の事務所にゆだねる、それには人員

を職員が二十三名、役員が一名大阪に配置され

る。それはよいとして、今度増員する二十六名の

職員のうち吉川委員と尾崎政府委員との問答を

り、あと三名は本部に置くようになつていて。

これはどうもおかしいと思います。何となれば、

本部で貸し付けを担当いたしております病院の直

貸しの調査に至るまで大阪事務所でやる、それで

は本部の職員の仕事は半減しているのだから、何

だか手持ちぶさたになるのではないかと私は思

われてならない。大体、こういうところに、國

民の側から見ると問題があるのです。そもそも、

このように公社、公团というものの人事には親方

日の丸といつた弊害がややともすると生ずるので

あります。ということは、私どもには

どうも納得のいかないものがあるのであります。

それはどういう理由に基づいてそういう人員の配

長からひとつ御答弁を願いたいと思います。

○尾崎政府委員 お答え申し上げます。

医療金融公庫は、三十五年に發足しましてから

年々その事業が拡大しておりまして、資金需要を

いたしましても、初年度が、三十五年度は三千五

百七十七件で九十八億円程度だったものが、三十

八年度には四千件の百八十五億と、約倍になつて

おりまして、さらに三十九年度におきましては、

十二月末まで四千百八十七件、二百三十億とい

うふうに増加の一途をたどっております。そういう

ふうに毎年、貸し付けに対しましての処理する

仕事がどんどんふえてくるだけなく、貸し付け

原資につきましても、四十年度には百七十億が予

定せられておりまして、初年度の五・七倍にふえ

ておる、こういうふうな状態でござります。また

貸し付け残高につきまして、この管理いたして

おります残高にいたしましても、初年度の二十八

億が三十九年十二月末には三百四十六億、こうい

うふうな状態でございまして、審査する業務だけ

ではなく、あとの管理する業務、さらに回収する業

務というふうなものが増加の一途をたどっております。現在の人数で本部としてやつております

貸し付けを受けたいと言われる方の御便宜をはか

れておる。こういうふうなことで、その仕事の増加

に対しまして人数をふやす、こういうふうな考え

方はなつてございます。それと同時に、できるだけ

このように公社、公团というものの人事には親方

の丸といつた弊害がややともすると生ずるので

あります。また事務のスピード化を考えまして、関西関

係の診療所、一番数の多い診療所の貸し付けにつ

きましては、できれば、この法案を認めていただ

きますれば大阪で処理させてしまう。それから直

接貸しのほうにありますては、それもできるだけ

便利なところで、近いところでどんどん審査をす

る、こういうふうなことをやつていただきたい。こう

いふうなわけございまして、全体といたしまして

して仕事がふえ、人数がふえる、こういうふうな

考え方に対して二十三名の増員をお願いしておる

わけなのでござります。

うと想像いたしておりましたが、私は別にその御

答弁を絶対に承認できないと言つわけではありません

せんけれども、常識的に考えまして、なるほど、

融資の原資だと貸し付け、管理、回収などの事

務は逐年増大していくことはお説までもないので

あります。それが、貸し付けの状況を見ますと、病院そ

の他に集中して、先刻來私の申し上げております

ような小さな施設でも、ぜひ必要とする方面には

ほとんど貸し付けの手が伸ばされておらない。そ

れでいて事務がふえてきたということは、それは

そのとおりでしよう。けれども、それについたしま

しても昨年までは東京にある本部で全国を管理し

て、いわゆる代理貸し機関を使ってやっておつた

ものが、ことしは大阪の従たる事務所ができる。

できることは私は決して反対ではございません。

ところが、その大阪の従たる事務所に二十三名の

職員と新たに一名増員した理事を配置するとい

ことを実現しておきながら、なおかつ本部におい

て、三名の職員を増員しなければならぬということ

が私は納得がいかない。まあ、これは水かけ論

になりますから、繰り返しての御答弁は聞かなくな

ともよろしいが、そういうやり方が大体税金をむ

だ使いをするということになるのでございまし

て、少なくとも昨年まで全国を担任しております

本部の人員が、大阪事務所ができた機会にたと

え三名でも五名でも減少して、その分が大阪の新

設する事務所に回されておるというのであれば

理屈がわかるというのです。その辺の増員のしか

たは、おそらく私だけでなく、国民のひとしく納

めのいいかないところではないかと思いますから、

ここに声を大にして聞いておくのでござります。

そこで、おそらく私だけでなく、国民のひとしく納

めのいいかないところではないかと思いますから、

います。例の医療金融公庫とそれから年金福祉

事業團とが、同じ医療機関に対する融資をする間

です。これは、この間、淹井委員なり小林委員なり

からいたへん突っ込んで質問のあつたことでござ

りますが、四十六国会で、附帯決議でそれを統一す

るということをこの委員会できめておるのであります。そのことは、附帯決議の中に数字こそは出ておらなければ、統一するようになります。君からいろいろ議論があり、政府からの御答弁等もありましてきましたことと、常識的に考えます。年金福祉事業局が公的医療機関であります。年金公庫に貸す六分五厘の線に医療金融公庫の貸し付け利子を引き下げて統一するというの、明らかに六分五厘に統一することと解すべきであります。年金福祉事業局が公的医療機関であります日赤、済生会に貸す六分五厘の線に医療金融公庫の貸し付け利子を引き下げて統一すると思います。私も委員の一人がございまして、そのように理解をしておったのであります。このたびの御計画を見ますと、六分五厘ではなく、七分である。しかもそのためには、今まで六分五厘で福祉事業局から借りておりました日赤や済生会等の利率が七分に引き上げられる。これは何という矛盾であります。私は、これは大蔵省の非常なる行き過ぎではないかと考えるのであります。実は私ども国公に出てまいりまして、予算関係のこといろいろ扱つておりますと、大蔵省の横暴が随所に頭を出しておるのでございまして、よけいなことを申し上げる上で恐縮でありますが、これは大蔵ファッショの感がなきにしもあらずであります。いやしくも社会労働委員会で、国会の附帯決議をもってきめておりますものを、大蔵省の官僚どもが寄つてたかつて五厘切つて、そのため、従来六分五厘で使っておりました日赤、済生会等が逆に利息を引き上げられて七分の利息を払わなければならぬということは、もってのほかだと思ひます。これに対しまして、大蔵省の考え方を伺つておきたい。

いますが、大蔵省と厚生省と十分検討いたしました末、先般来から申し上げておりますように、甲種につきましては從来どおりこれは六分五厘でござりますが、乙種の増改築資金につきましては原則として七分という線に統一したのであります。これによりまして、從来、医療金融公庫におきましては、病床不足地区以外の増改築につきましては八分でありましたのを七分に下げる。他方、年金福祉事業団の融資の対象になつております日赤、済生会等におきましては、病床不足地区とそうでない地区とのいかんにかかわらず六分五厘でございましたけれども、その両者のバランスを勘案いたしまして医療金融公庫と全く同一の体系に持つてくる。つまり病床の著しく不足している地域の増改築につきましては六分五厘でやる。しかし、不足地区以外につきましては、原則を七分とするということにいたしたのでござります。これによりまして、先ほどから問題がございました公的医療機関と私の医療機関とを問わず、医療機関の適正配置ということにつきましてもこういう点からでこ入れをしたい、こういう気持ちでございます。

○吉川(兼)委員 大体施設と設備で利息に区別があることについては、私は異論がありますが、本日はその程度でいいでしょう。この法案もこの委員会ではさうが最後の段階になつておるようありますから、あまり追及してみても始まりませんから——ただ、この際厚生省当局に向つておきたいと思いますのは、ここに昭和三十八年版の医療金融公庫の業務報告書というのがござりますが、この裏表紙一つ前のページに「受託金融機関一覧表」というのがあります。三十九年三月三十一日現在といふのであります、これを見ますと、いわゆる都市銀行から始まりまして地方銀行、相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫といったような組合金融機関、さらには信用組合といふところまでが指定されて、具体的な名前がすらりと載つております。ここで私は伺いたいのは、この最後の信用組合といふところにあります東京、京都、神奈川——神奈川のこときは二つあるようであります。これが全部医業信用組合ということになりますが、これが全部医業信用組合ということになつております。名前は、医業になつてみたり、医師になつてみたり、医業になつてみたりいたしておりますが、いずれも医者の諸君によつて組織されると思われる信用組合でござりますが、これは医療金融公庫金を借りるために特につくった信用組合なのか、あるいは医療金融公庫が発足する前からあつた組合なのか、その双方ともあるのであれば、前からあるのとその後にできたものと、その数分けをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○吉川(兼)委員 それでは数はあとでお知らせください。

ただ、私が聞きたいのは、信用組合という金融機関は、ここに大蔵省の人もおいでござりますが、これは地方の県知事が許可をする組合だったと思います。それだけにいかにも基礎が弱いかのように言う向きがなくもありませんが、私の見るところでは、地域職域に信用組合が多くくられ、庶民の金融機関として、なかなか重要な役割りをなっているものが少なくありません。そこで私は、信用組合のような庶民的な金融機関で、当局から見て代理業務を取り扱わせる資格のあるものは、どしどしあ使いになるほうがよろしいと、こう思うのであります。この表に載っている信用組合は全部「医」の字がついていて、何だか医療金融公庫の金を対象として急造したものであるとのごとき誤解を生じやすいと、この名前から受け取れるのでございます。信用組合というのはまだほかにも相当有力なものがあるはずでありますから、私は特別にそのほうのことは明るいわけでありませんけれども、相當あるはずであります。そうした普通の信用組合にも、私は代理事務を扱わせる指定する道が開かれるべきではないかと考えます。その点についてはどういうふうにお考えでござりますか。

○尾崎政府委員 ほかの信用組合から申し出がござりますれば、その取り扱いの可能性その他を検討いたしまして、取り扱い機関をいたしまして入れることにやぶさかなものではございませんが、十分検討いたしてみたいと思います。

なお、先ほどお答えが落ちましたが、資料の手持ちがないと申しましたが、いま計算をやらせてましてわかりました数字を申し上げます。医療金融公庫の始まる前からありました医療関係の信用組合が十一、それから以後にできました指定しておきますのが四、計十五ということです。

○吉川(兼)委員 それでは、まだ多少聞きたいことがござりまするけれども、最後に、念のためこ

は、医療金融公庫のできました理由は、いまさら申し上げるまでもなく、從来やともする私から申し上げるまでも、従来やともすると政府から差別待遇を受けておりました私立の病院、診療所、歯科、薬局その他に対しまして、その診療力を増強して国民の診療に対する機会均等をはかるというのがねらいだらうと私は思うのですが、先刻来私が触れたつもりでござりますけれども、その医療金融公庫の貸し付けの内容が、大病院中心に偏在をいたしておりますのでございます。たとえば慶應大学病院のごときは、五億円近くの金を貸し出しております。それこそ天下の慶應病院でござりますから、貸し付けの対象としては安全かもしれません。しかし医療金融公庫というのは、ただ普通の金融機関みたように確実なところだからたくさん貸すとか、多少怪しいから貸すのを控えるとか、そういう性質のものではないと私は思うのです。もちろん回収不可能と予想されるところでは貸し付けは困りますけれども、大きな病院に集中いたしまして、繰り返すようございますけれども、無医地区で経営が成り立つと厚生省の調査に出ているところにさえ、あまり医療金融公庫の金が回っておらない。これは代理機関指定の問題とも関係があると思いますから、それらの点も考慮を入れて、医務局長のように、單に命令するわけにいきません、などと言って済ますようなことのないよう、特に無医地区で施設の可能性のあるところが二百カ所もあるのですから、本年度の医療機関設置への金融は、十分にそういう医療政策に沿うものであるよう、新しい意味を織り込んだ運用をしてもらいたい、このことを大臣にお尋ね申し上げてこの質問の最後にいたしましたいと思います。医療金融公庫からどなたかわざわざ見えておるようありますか、時間の関係もありますので、その方への質問は差し控えることにいたします。

する方面になかなか資金が回ってこない。政府の三公庫からも回ってこないし、一般金融面からも回ってこない。国民の診療を十分にし、その保健、を守っていくという立場からいたしまして、医療金庫公庫をひとつつくてそういう不便、支障を排除しようということがねらいであります」とは、お述べになつたとおりであります。

そこで、その運用の面でござりますが、いまお述べになりましたように、どうも大企業に偏在しているのではないか、貸す便利というか、あるいは徴収の担保力からいえば、なるほどそれもうべなえないのでないが、そういうものではなからうという御意見については、私も同感でございます。過去の運用もさることでございますが、本年度は、特に資金も從前よりも増して増額になつております。これらをできるだけひとつ全国の診療所または病院等に、希望のあるところに適正な融資をいたしまして国民の医療を守る、保健をひとつ十分達成する努力をするよう心がけてまいりたい、かような見地に立つて医療公庫を監督、指導してまいりたいと考えております。

○松澤委員長 午後一時まで暫時休憩いたします。

午後零時三分休憩

したことは周知の事実でござります。そこで医療機関の整備をはかつて、そのためには、公的医療機関の場合には国庫でめんどうを見るという問題もござりますし、あるいはまた地方債でもどうを見るという問題もありますし、いろいろそういう意味で財政計画というものが当然樹立をされてまいるわけでございます。ところが、公的医療機関が整備されれば日本の医療機関の整備というものが完了するということではないわけでございまして、私的医療機関についても、その一環として整備がはからなければならぬということは当然のことだと思うのであります。そこで国の場合には、さつき申し上げまするよろいりな財政計画が樹立されて、逐次年次計画その他によつてこの計画といつもののが推進されるわけですが、それならばこの私的医療機関についてはどういう形で整備をされてまいるのか。極端に申しますと、この需要額といつもののが、この医療金融公庫の融資の原資よりも非常に大きいわけですから、したがつて、やはり一つの目標といつものを持つて私的医療機関の整備といつものが行なわれなければならぬ。そうすれば、それに伴う原資といつもののが考えられていかなければならぬ、こういうようになりますが、この私的医療機関の整備についてどういう目途なり計画を持つて臨んでおられるのか。この点は基本的に非常に重大な点でござりますから、あらかじめひとつお答えを願つておきたい、かように考える次第であります。

○河野(正)委員 どうもわかつたようなわがらぬ  
ようなお答えで、さっぱり要領を得ぬのでござい  
ますけれども、やはり医療機関を逐次整備してい  
くということであれば、公的医療機関と並行して  
し、あるいは特別地方債の問題もござりますし、  
そういった財政措置ができるわけですからども、  
私的の場合にはそういう財政措置というものがで  
きないわけでござりますので、したがって、やは  
り医療金融公庫等によってそれらの財政的な面に  
ついての配慮というものがなされなければ、私  
は、国内の眞の医療機関の整備というものはでき  
るものじやないというふうに考えますがゆえに、  
いまのような点を取り上げてお尋ねを申し上げた  
わけであります。まあしかし、いまのお答えで  
は、なかなか要領よいお答えを得ることはできぬ  
と思いますし、したがつて、あと問題もござい  
ますから重ねては申し上げません。しかし、少な  
くとも将来、公的医療機関と同様に、私的医療機  
関についても計画的な対策というものが当然なさ  
れなければならぬ。と同時に、計画的な対策に基  
づいて、医療金融公庫の融資ワクという問題につ  
いても努力を願わなければならぬ、こういう意味  
でひとつお取り組みを願いたいというように強く  
要望をいたしておきます。

10

卷之三

が非常に多かつた。そこで、医療機関の中でも結構という問題がかなり大きなウエートを示しておつたということでございます。そこで、そういうような結核を除いて、日本の医療施設というものが、はたして世界の諸外国と比べてどういう状況にあるかということになりますと、これは非常に水準が下がっていくわけです。結核を含んでおるから、ある程度世界の水準に近まりつつあるわけですけれども、しかしながら、結核を除きますると、日本の水準というものが世界の水準から比べますると非常に下がっていく、これが今日の現況でございます。

の技術革新によって化粧製剤も非常にりっぱなものができるまで、逐次結核という問題が解決していくわけですから、そこで結核を除いての日本の医療水準というものが世界の医療水準に近づいていく、こういう方向で努力を頑っていかなければならぬ、こういうように思うわけです。私は、やはり日本の医療水準といいうものを基調として日本の医療施設の改善、整備というものがはからなければならぬ、こういういうように思うわけです。ざいますが、これらについてはひとつ大臣から、非常に大きい問題でございますから、ぜひ前向きのお答えを願つておきたい、かようになります。  
○尾崎政府委員　お詫のとおりに、日本の病床の構成が、結核がきわめて大きな比率を持っておつて、一般病床及び精神病床の比率が諸外国に比べまして少ない、仰せのとおりでございますが、結核の病床は現在のままか、将来は少し減っていくであろうという立場をとつておりますして、精神病床を急速に伸ばしていく、また一般病床もいまから四十五年ぐらいのうちに急速にやはり伸ばして、合計といたしまして百二万床を持っていきたいい、こういうふうな考え方でおりますが、いままでの実績から見ますと、大体計画どおり、またそれを少し上回るくらいのスピードでいま進んでおる状態でございます。

は、国際的な水準ということを念頭に入れて日本  
の医療施設の充実、改善ということに努力を願わ  
なければならぬ、小さい日本の国内の問題だけで  
とやかく言つておつては国際水準から立ちおくれ  
てしまう、そういう意味で建設的に御指摘を申し  
上げてまいりたつもりでござります。  
さらに今度は、国内的に見てまいりますると、  
どういう状況かといいますると、病床の地域分布  
というものが非常にアンバランスだということで  
ござります。たとえば、昭和三十七年末の人口十  
万に対しまする状況を見てまいりますると、全国  
平均が三七一・七床であります。もちろん、そ  
ういう平均の数字を改善するということが基本的に  
大事なことでございますが、それと並行して、一方  
におきましては国内的に非常にアンバランスがあ  
るということです。非常におもしろいと  
思いますのは、平均値の高い地域は北の北海道  
で、北海道が五三六・三床、それから非常に低い  
ほうは鹿児島、これは南のほうですが、鹿児島が  
二〇三・五床、こういうふうに、平均は三七一床  
でござりますが、地域的に見てまいりますと北の  
北海道が五三六、それからこれは人口が少ないと  
いうこともあらうと思いますけれども、南のほう  
は二〇三床ということですから、そういうアンバ  
ランスというものを逐次改善していくということ  
も、私は一つの医療機関を整備する目標にならな  
ければならぬというふうに考えるわけでございま  
す。したがつて、この医療金融公庫の運営等につ  
いても、そういう点を十分考慮に入れなければな  
らぬというふうにも考へるわけでございますが、  
その点はいかがでござりますか、ひとつお尋ねを  
いたしておきたい、かように考えます。

ところにつきましては、公的医療機関、私的医療機関とともにこれを抑制する——と言つてはちょっと行き過ぎであります。公的医療機関のほうは医療法の第七条の二によりまして、そういうようやくなところでは新しく開設、増設というようなことを制限しておりますし、また融資等におきましても同じような取り扱いをやっておるわけでござりますが、私的医療機関におきしても、これは個々人がおつくりになるのはやむを得ないといいたしましても、医療金融公庫の融資につきまして甲種、乙種と分けまして、甲種の場合、その標準よりも少ないとこには、新築、増築等に六分五厘でやつております。また乙種、すなわち病床の多いところには、新築等には融資を医療金融公庫からしない、またその利率も、従来八分として差をつけておりましたが、今度は七分にする、こういうふうな状態アンバランスを是正するような取り扱いを今までやつておる次第でござります。

○河野(正)委員　いまの金利の点からアンバランスの是正については、後ほどまたいろいろきつちんと整理をしなければなりませんから、実はいまよけいなことを言つてもらったわけです。

そこで今度は、ひとつの中身についてひとつお伺いをいたしておきたいと思います。これは後ほどどの医療法との関係もござりますから、私はあえてここで取り上げてまいるわけでござります。ちょっと資料が古いけれども、これは厚生白書が古いわけでござりますのでやむを得なかつたと思いますが、この厚生白書の資料によりますと、昭和三十七年末の病院数というものは六千四百二十八、こういう数字になつております。これを三十六年、前年度末に比べますと、百九十九、パーセンテージで三・二%の増加ということでござります。ところが、その中身をさらに検討してまいりますと、なるほど百九十九、三・二%の増加でございますが、しかし、結核の病床数というのは四十三減少をいたしておるわけです。そこで、一般病床というものがその点もカバーをして増加をいたしておりますので、したがつて百九十九、

こういうことになつてゐると思います。ところが、特に顕著でございますのは、精神病院が四十というふうに非常に大幅な増加を示しておるという点でございます。私は、最初は國際的な點から申し上げたのですが、さらに國內的な全國的な配置の問題、それから今度、いま第三点として取り上げましたのが、この中身の問題という点になつてまいつたわけでございます。そこで、私がやはり國民の福祉という点を考えてまいりますと、病院の施設の増加の中で、いま申し上げますように、専門的な点がまた一つ重大な要素であります。そこで、そのような点についても十分配慮なされておるのかどうか、ひとつこの点を第三点としてお尋ねを申し上げておきたい、かようにより考えます。

○尾崎政府委員 お答え申し上げます。

いまお話をありましたように、結核は大体二十一、六万床の病床ができまして、現在需要は大体応じておる状態でございますが、精神関係がどちらかというと不足ぎみだというので、精神関係のベッドを公的、私的に伸ばすように努力しております。施設もいまお話をございましたように四十施設もふえておるわけでございます。なお、一般病院につきましても、私は施設数として二百ぐらいいふえておつたと思いますが、この中でいろいろ専門の病院、また専門の度合いの強い病院をつくっていくというふうなことが必要ではないかとわれわれ考えております。ガンにつきましては、すでに、國立がんセンターをはじめといたしまして、癌研の病院、または愛知とか大阪とか新潟、兵庫、仙台、こういうふうなところにガンの専門機能の充実した病院ができ始めておりますし、さらにこの網を中国、四国、北陸、北海道というふうなほうにも漸次、来年度におきましてつくつていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

また心臓関係の病気につきましても、従来、医学教育機關ころきまして、いろいろやつておられま

Digitized by srujanika@gmail.com

ですが、そのほか各地でその専門施設ができ始めておりますし、われわれもこれに対しまして融資また医療金融公庫等におきましてこれを助成する、こういうようなことをやっております。

さらに、身体障害者、特に筋ジストロフィー関係などの収容施設いたしましては、各プロックに一力必ずつ国立療養所の一部の病床を転用していく、それから救急病院もいま各地で設備の増強をはかけておる、こういうような状態でございまして、いまのように一般的な病床でなく、それぞれの近代医学の発展に即応いたしまして、病院、医療施設を強化していく、こういうふうな努力をはかつておるわけでございます。

○河野(正)委員 様答えは非常にりっぱでござりますけれども、しかしながら、実際にそういう方向で行政指導が行なわれておるかどうかというところについても、非常に大きくなっています。

わけであります。これはやはり厚生省が、いま申しますように専門病院を増強する、そういうかけ声に便乗をして、いまのようなく人道を無視したような医療行為というものが出てまいつておるというのを私どもは指摘せざるを得ない。のみならず、さつき申し上げましたように、堂々たる公共病院においても、がんセンターということでのこの補助金を取つておいて、実際の中身は一般平病患者を入れておる、こういう実態というものが出でるわけですから、私は、厚生省としてはもう少し適切な、誠意ある行政指導というものをやめにならなければならぬというふうに考えるわけでござりますが、そのような厚生省の適正を久く行政上の運用についてはどのようにお考えになつておるか、この点は大臣からひとつお答えを願いたいと思います。

ら、私は、こういう全く人道を無視した、人命を軽視した医療行為に対する今後の厚生省の対策相手は医者だと思い込んで命を預けているわけですから、それがにせ医者である、もぐり医者でねるということだとすれば、その罪というものは、私は非常に大きいと思うのです。ですから、この野放しのにせ医師に対する対策といいうものは早急にやつていかなければいかぬ。ややもすると、そういう連中が、案外医療金融公庫から金を借りてやっているという例もあるかもしれない。たとえばさうき局長がおっしゃったような専門病院を増強しなければならぬということと、そのブームに乗って、パチンコ屋のおやじとかキャラバーのやじとか、そういう連中がどんどん精神病院などを開設しておるわけですよ。ですから、それの規制という問題と同時に、東京都内でも堂々と看板をあげてへかがりしハラダをやってくる、

方がいい、こういふようなことが実は新聞に報道されておるわけです。ところが、医療法を見れば、そういうもぐり医師というものは規制ができるわけです。これは医療法という法律を忠実に実行されぬから、そういうもぐり医者というものがばつこしているわけです。これはむずかしい問題ではないわけです。医療法というものを適確に運用していくたゞくということになれば、こういふいかがわしい美容整形だとか、あるいはその他のいかがわしい診療行為というものは、たちまちにしてなくならなければならぬ問題だといふに考へるわけです。そこで私は、何もいまさらあらためて——三十八年から努力している云々のお答えがございましたけれども、これは三十八年どころか、医療法をそのまま適確に運用していただけば、すぐ取り締まりができることなんです。そういう意味で、私は厚生省はまさに怠慢だと思ふ

とえは、がんセンターということでそれぞれ財政処置をされたけれども、実際には、入っておりません患者は一般の患者が入つておるというケー スを、私は具体的に知っております。ですから、がんセンターということで財政援助を受けておいて、実際には病床の増加という方向で運用しておる、こういう例を私は実際に知ております。あなたが明らかにせよとおっしゃれば明らかにいたします。ですから、専門病院を増強する、そして国民の福祉に貢献していくという方針はそれで、けつこうでございますけれども、行政指導といふものが非常にすざんなために、いま申し上げたような実態というものが出てきておることを、私は非常に残念に思います。私は、きょうは、そういうことを追及するのが目的でございませんから、いま一つの申し上げておきたいと思いますのは、最近にせ医師、もぐりの医師が医療行為をしておった、こういうことが新聞で報道されておる二、三日前の新聞によりますと、強盗犯人が神経科の専門ということで六年間も診療行為に従事しておった、

いまお述べになつたような事実がございましたことは、まことに遺憾でございます。申すまでもなく、医療行政というものは、その実態に沿うた國民の保健を守る立場でございまして、診療が適正に、しかも迅速に、はじめに行なわれなければならぬわけでございます。特定の専門病院であつて補助をもらつておる、しかも内容は実態に沿つておらないということでは、はなはだ申しわけないとい思います。今後はそういうことのないよう、十分ひとつ本音も本気になり、地方も督励いたしまして、その根絶を期するために医療行政の上昇に大いに努力いたしたいと考えております。

〔委員長退席、非村委員長代理着席〕

○河野(正)委員 行政上の的確に、すぐにでも指導をおやりにならなければならぬ、あるいはそれが実行に付されなければならぬという面もござります。

それからもう一つは、いまちよつと触れたわけでござりますけれども、野放しのにせ醫師ですねこれが東京都内におきましても堂々と看板あげて、そうしていかがわしい美容整形手術をやつたり、そういうことをやっているわけです。ですか

○**神田国務大臣**　いまお述べになりましたようですが、その点は大臣いかがですか。

○**河野(正)委員**　ところが、これはどなたが新聞記者にお答えになつたか知りませんけれども、たゞ聞談話等を見てみますと、厚生省で全く無責任なわりにないような発言をなしておるわけです。たゞえば、正式の医師の場合は監督できるが、もぐらりは、患者が自分で気をつけてもらうほかないた

う。これは怠慢のそしりを免れぬですよ。そこで、ひとつ厚生大臣は、この法律を守るといふとについてもう少し適確にやっていただきたい、こういうふうに考えますが、いかがですか。

○神田国務大臣 ただいまお述べになりましたような事实が出ましたことはまことに遺憾でございまして、これは出たのがわかったのであって、まだわからぬのが相當あるということになるわけでござります。これらの点につきましては特に留意いたしまして、一昨年以来取り締まりを励行していると申しましようか、嚴重に示達いたしまして取り締まっている際でござります。何しろ数多いものでござりますから、十分効果をあげないことは遺憾でございますが、いまお話しの例もござますので、なお今後は一そう留意いたしまして、嚴重な取り締まりをいたしましてこの根絶を期したい、かように考えます。

○河野(正)委員 それは、いま申し上げますように別にむずかしい問題ではないわけで、医療法を適確に運用していくだけば、そういう野放しのにせの医療行為というものは防止できるわけですから、ひとつさらに強力に対策を立ててもらいた

い、かのように考えます。

そこで、公庫そのものについて一、二お尋ねをいたしてまいりたいと思います。

一つは、厚生省で配付になっております参考資料を拝見いたしますと、これはもちろん需要額が大きいし、原資が少ないということで、借り入れを申し込みましても繰り越しになる部分が非常に多いわけでございます。ところが、最近、医療機関の共同化という問題が、だんだん強い意見となつてあらわれてまいった実情でございます。特に医療施設の診療機能を高めるためには共同化が適切であるというようなことで、オープンシステム方式の病院あるいは臨床検査センター、こういうようならうかというふうに考えますので、ひとつ共同化を推進するなら推進するで、そういうような融資の面についても御配慮をなさるべきではなかろうか、こういうふうにも考えます。

○河野(正)委員 いま指摘いたしましたように、傾向でございます。にもかかわらず、それらの決定の率というものが他の機関よりも非常に少ないことは、私はやはり一つの矛盾した点ではなからうかというふうに考えますので、ひとつ共同化を推進するなら推進するで、そういうようなことは、私はやはり一つの矛盾した点ではなからうかといふふうに考えます。

○井村委員長代理退席 委員長着席

そこで、共同化という問題が新しい傾向として、最近非常に強く出てきたということです。

○松尾説明員 お答えいたします。

基準寝具の問題につきましては、かつては院内すべてを処理するという方針でございまして、だ

んだんこの分業化の傾向等が世の中には進んでま

りりまして、外部でも十分これが行なわれて、し

かもそれで患者の寝具供給ということが円滑にい

くといふことであれば、これはそういうふうに認

めで差しつかえないということです。三十七年から

そういう方針を打ち出しております。その際に、

ただいま御指摘のような医療機関が共同いたしまして協同組合等をつくりましてそういう処理をしていきますことは、これは当然、その場合に認め

て差しつかえないという見解で処理してまいって

いるわけでございます。いかなる施設でそういう

委託をするかということは、医療機関のいわば自

主的な御判断によっているわけでございまして、行政上からは、どこのどのようなどころに委託し

なければいかぬというようなことを、ここにいろ

いろと申し上げる筋のものではございません。あ

ば、全く私生子的な存在だと思うのです。私は、生んだ以上は育てなければならぬ義務というものがあると思うのです。しかし、その間、協同組合も規模、内容等の問題がございますから、そこで

何でもかんでもやるというわけにはいかないで

しょう。しかしながら、そういう協同組合を育成し

ていかなければならぬということを前提として他

の企業を考えていかなければならぬ、私はそ

うふうに判断いたします。そういう意味で、一た

ん指導して設立された協同組合が、だんだんと成

長することを妨げるような処置をすることについ

ては承知できません。

それからもう一つ、いま松尾課長がお答えに

なった、協同組合を選ぶか一般的の企業を選ぶかと

いう点については、病院ないし施設の自主的な判

断で行なうべきだということ、ところが、あなたは

そういうふうなお答えでございますが、そういう

ことが現実に行なわれておらぬ、それが逆の方

で行なわれているというような事実があつたとい

たします。ならば、どういう御処置をおとりにな

りますか。この点をひとつ率直にお聞かせいただきたい、こういうように考えます。

○坂元政府委員 基準寝具の取り扱いにつきまし

て、ただいま先生御指摘のように、医療協同組合等を育成する方針と逆の方向に、行政権のバック

を持って県の当局が動いているような事実につい

てどうするかという御質問だと思います。これに

ます。

○尾崎政府委員 共同利用施設と申しますか、その中には、医師会等で共同でオープンシステムの病院をつくるというふうな動きと、共同で検査施設をつくるという動き、この二つが考えられます。が、この二つに対しましては、大体優先的にできるだけ医療金融公庫で融資のめんどうを見る、こ

ういうふうな考え方でやっております。ただ、問題の性質上、そういうふうな施設をつくりたいといふ要望と申しますか、動きが、比較的数が少ないというので、いまのような数字になつております。

○河野(正)委員 パーセントを言っているのだ。

たという事例がござります。そこで、私はなぜそれをいうことを言うかと申しますと、どうも保険課長自身が、民間の業者と何か暗い陰があるというふうな印象を受けるようなうわさもございます。  
そういうわざがあるような課長であるから、したがつて私は、この病院の長を県の保険課に呼びつけて、おまえ一体どっちを選ぶかというようなことを示唆したというふうに思うわけです。しかかもその課長のごときは、保険課の課員は一生懸命執務しているにもかかわらず、ウイークデーに堂々とクラブについでゴルフに行っておる。こういうことをやるから、いまのように医療機関の長が自動的に判断してきめる問題を、威圧を加えて強制をする。それはやっぱり病院のそれぞれの関係者というものは、保険課というものが一大威脅省もおいででございますけれども、税務官吏と同じようにこわいわけなんですよ。何かあつたとき江戸のかたきを長崎で討たれるということもあるから、なかなか言いたいことも言わない。そこに便乗して呼びつけて、おまえ一体どっちを選ぶのじゃ、こういうことをやっておる。その課長は公然とウイークデーにクラブについてゴルフに行っている。こういう事実がある。これは許すことができぬと思うのです。そういうことをやるから、どうもこの課長は、業者と結託してうしろめたいことがあるという印象を一般に与えておると思うのです。私は、この点はやっぱり保険厅においてもきちんと整理してもらわないといかぬと思うのです。それはさっき申し上げましたように、医療機関の中でも共同化ということが最近だいぶ高まってきた、そういうことにも関連をするわけですから、私はあえてそういう点についてお尋ねをしましたわけです。そこ、その点について大団から、きちっと明確にお答えを願つておきたいと思ひます。

が、しかしそういう例があるというような具体的なお話でございますので、まだそういうことが根絶していないことはまことに遺憾でございます。十分注意いたしまして、もしそういうようなことが再び繰り返されるようなことがあるといったまことにござります。○河野(正)委員 あつたことは事実だ。  
○神田国務大臣 あつたことでござりますならば、その事実が判明いたしましたならば十分ひとつ訓戒いたしたい、そういうことの再びないよう注意いたしたい、かように考えております。  
○河野(正)委員 申し上げることがたくさんございますけれども、理事に協力する意味において質問を進めていきたいと思います。「きちんとものは、いまうしろのほうからも、きちっと整理せよ」とやれ」と呼ぶ者あり) いま指摘申し上げた点は、ということですから、大臣も十分含んで厳重に処置していただきたいと思います。  
そこで前に戻って、今までいろいろ論議されてまいりました点を、ひとつここで整理をしてまいりたいと思います。いろいろ誤解を招いても困りますので、お互に簡明率直に質疑とお答えを願いたい、こういうふうに考えます。  
医療金融公庫が昭和三十五年に設立をされまして以来、わが党におきましても、滝井委員、小林委員、大庭委員、八木委員、伊藤委員というような各委員から指摘をされた点でございますが、それはやはり医療機関を育成していく、あるいは整備していく、さらに内容の改善をはかつていくという面において、いろいろ融資措置がアンバランスであつてはならぬ、こういうことが今まで取り上げられてまいつたわけでございます。しかも過去五年來取り上げてまいりまして、その間、附帯決議の問題もございましたし、それから善処するというような約束を願つた面もございます。さておらないことは、私どもも非常に遺憾に考えるわけでございます。そこで、これは昨年の国会で、医療金融公庫法の一部改正の中でいろいろ

われたわけですが、それは一般的の医療機関と、それから日赤、済生会病院における場合との間ににおける融資措置にアンバランスがあつてはならぬ。もう少しわかりやすく申しますと、同じ医療機関に融資をいたします年金福祉事業団といふものは、日赤、済生会病院は利率六分五厘であつたわけでござりますから、当然一般的の医療機関もそれにならうべきだというような要求をいたしましたのをございます。ところが、たまたまその後の改善措置の中で、一般的の病院の場合は七分の二に引き下げられましたけれども、それと同列にするということで、日赤、済生会病院の場合の利率が六分五厘から七分に引き上げられました。このことは、なるほど一般病院、一般医療機関の場合は一分下がつたわけですが、さいますけれども、一方、日赤、済生会は六分五厘が七分に上がつたということは逆行ならしめる措置であり、そういうことは適切を欠く措置でございますから、われわれといたしましては了承することができないわけでござります。そこで、まず第一に明確にしていただきたいと思います点は、いま申し上げました日赤、済生会病院については、行政指導等によりまして七分の利率を実質上六分五厘とするということにしてもらいたいというふうに考えるわけでござりますが、その点に対する明確なお答えをいただきたい、かように考えるのであります。

五厘に引き下げる事ができる。形の上では七分にいたしますが、御要望のごとく、厚生省の指示、指導によりまして実質的に六分五厘になるごとくいたしたい、かように存じております。

○河野(正)委員 第二点。これもかねがね私どもの主張でございましたが、医療金融公庫の一般医療機関に対しましての利率については、六分五厘としていくだくことを私どもは今まで五年間強く要望いたしてまいったわけでございます。そこで、この医療金融公庫の利率七分については、六分五厘とするようさらに努力をされまする決意があるかどうか、この点をひとつ明確にお答えを願いたい。

○神田国務大臣 ただいまお尋ねでございました点につきましても明瞭にいたしたいと思います。医療機関の置かれている経営上の問題等を勘案すると、利率はできるだけ低くきめることが望ましいことは当然でございます。現行の甲種、乙種の貸し付け区分の問題もあり、医療施設の配置や整備の実情を配慮の上、いまお尋ねございましたことは十分検討いたしたい、かように考えております。

○河野(正)委員 いまの第二点については、もう少し明確にしておく必要があると思いますのでことばを重ねますけれども、あらためてひとつお答えを願いたいと思います。

一般医療機関の利率については、私どもはかねがね六分五厘ということで要求してまいったわけです。昨年たまたま、いろいろ御努力を願って七分に下がってまいった。しかしながら、当初から私どもは、同じ医療機関に対する融資制度の中にバランスがあるのは適当でないということでお五分五厘を主張してまいったわけですから、私はやはり実質的には六分五厘になるように努力を願わなければならぬというふうに思いますが、実質的に六分五厘という方向で運用をしていただくかどなうか、この点をもう一べん明確にお答え願いたいと思います。

が、先ほどもお答え申し上げましたように、現行の申種、乙種貸し付け区分の取り扱いの問題もありますし、また医療施設の配置や整備の実情もございますので、これらを配慮いたしまして、お尋ねのございました点を十分考えまして、前向きで検討いたして御趣旨に沿いたい、こういうことでござります。

○河野(正)委員 いま私が取り上げてまいりましたように、私どものかねがねの主張は、五年来六分五厘を主張しておるわけです。ですから、この六分五厘ということで実質的に運用をしていただきということに理解してよろしいのかどうか。いま私が申し上げたように、実質的に六分五厘という形で運用していくだくというふうに理解してよければ、もうお答えは要りません。

○神田国務大臣 お答えいたしました。日赤、済生会の分は、先ほど申し上げましたように、もうはつきりお答え申し上げてそのとおりいたします。その他の分につきましては、前向きで検討いたしたいということになります。

○河野(正)委員 そこで、第三点としてお伺いをしておきたいと思いますが、据え置き期間についてもアンバランスがあるわけです。そこで、据え置き期間については、統一をして五年以内といふことに願いたいというのが私どものかねがねの主張でございます。そこで、この据え置き期間についての明確な御見解をお示し願いたい、かよう考えます。

○神田国務大臣 医療金融公庫からの医療機関に対する貸し付けの際の据え置き期間につきましては、原則として病院二年以内、診療所一年以内となつておることは御承知のとおりでございますが、年金事業団は、実際の取り扱いは医療公庫と同様にしておりますが、業務方法書では病院五年以内、診療所三年以内と定められておりまして、したがつて、近い将来、医療公庫の据え置き期間を年金福祉事業団のそれと同様にいたしたい、このように検討を進めます。

○松澤委員長 他に御質疑はございませんか。――

なければ、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松澤委員長 次に、本案を討論に付するのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決になります。

内閣提出の医療金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 次会は明二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十九分散会



昭和四十年三月三十日印刷

昭和四十年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局